

暴力団排除条項の導入に伴う 貯金規定の改訂のお知らせ

ご協力をお願い致します。



JAならけんは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)等を踏まえ、平成23年3月1日より貯金規定に**暴力団排除条項**※を導入し、同日より新規定によりお取扱いさせていただきます。

「**暴力団排除条項**」とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合、当組合の判断により取引の停止または契約を解除させていただくことを定めた条項です。すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

今後も、JAならけんでは反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

暴力団排除条項[※]

お客様が、次の(1)から(3)の1つにでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

(1) 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

(3) 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為